

定 款

2022年6月21日 改定

共和レザー株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、共和レザー株式会社と称し、英文では、KYOWA LEATHER CLOTH CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ビニルレザー・ビニルシート・合成皮革・人工皮革などの各種合成樹脂製品および各種繊維製品の製造、加工ならびに販売。
- (2) 自動車およびその他輸送用機器の部品の製造、加工ならびに販売。
- (3) 住宅内外装材およびその他建築材料の製造、加工ならびに販売。
- (4) 靴・履物、家具、鞄・袋物、文具、衣料およびその他日用品雑貨材料の製造、加工ならびに販売。
- (5) 各種塗料および塗料原材料の製造ならびに販売。
- (6) 建築工事業
- (7) 前各号に附帯関連するいっさいの事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(会社の発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して 基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に欠員またはさしつかえあるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人1名をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は議決権を行使することができる当会社の株主に限る。

2. 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第18条 当会社は、取締役15名以内を置く。

(選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。また、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

3. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

4. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

5. 前各項のほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。

2. 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第24条 当会社は、監査役4名以内を置く。

(選 任)

第25条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第27条 監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社における監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

2. 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。また、監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

4. 前各項のほか、監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤監査役)

第28条 監査役会はその決議により、常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第32条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除外期間および利息)

第33条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の金銭である配当財産には、利息を付さないものとする。

附 則

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。